

令和7年度隠岐広域連合適正化事業について

隠岐広域連合 介護保険課

1. 令和7年度運営指導結果及び指導監査制度について

(1) 令和7年度運営指導事業者数

サービス種別	事業者数
居宅介護支援（介護予防支援）	3
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	1

(2) 指摘事項

【居宅介護支援・介護予防支援】

根拠条文等	指摘事項
基準条例第6条	<p>〔内容及び手続の説明及び同意〕</p> <p>虐待の防止に資する措置や当該措置を適切に実施するための担当者の配置についての記載があるが、担当者や相談窓口の記載がないので、利用者がわかるよう詳細に記載すること。修正後、速やかに隠岐広域連合へ変更届出を提出すること。</p> <p>個人情報同意日と契約日に齟齬があったため留意すること。</p>
法第75条第1項2項	<p>〔変更の届出〕</p> <p>令和7年4月に介護支援専門員が1名退職されているが、その際に隠岐広域連合へ変更の届出が提出されていない。指定内容に変更があった場合は、遅くとも変更が生じた日から10日以内に変更届出を提出すること。</p>

基準条例：隠岐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
（平成30年隠岐広域連合条例第9号）

【（介護予防）認知症対応型共同生活介護】

根拠条文等	指摘事項
基準規則第105条 予防基準第68条	<p>〔管理者〕</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護の管理者は、厚生労働大臣の定める研修の修了証の交付を受ける必要があるが、貴事業所におかれては、令和7年度、現在の管理者に変更した際に、当該研修が修了されておらず、速やかに当該研修を受講し、修了後その証明書の提出を求めていたところである。運営指導時点でまだ提出がないため速やかに修了証の写しを提出すること。</p> <p>また、貴事業所において、管理者が私傷病休暇により長期不在となっている。管理者が2週間以上連続して休暇等により不在にする場合には当該事業所の管理業務を代替する体制を整えて対応し、1月を超えて不在とする場合は管理者を変更し、当該事業所における管理業務を実施すること。なお、管理者を変更する場合は隠岐広域連合へ変更届出を遅滞なく提出すること。</p>
基準規則第111条	<p>〔基本的取扱方針〕</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業者は少なくとも年に1回の自己評価を行うとともに、定期的に外部評価を受ける必要があり、その結果を保険者へ提出しなければならないが、貴事業所においては自己評価及び外部評価を実施しているものの、隠岐広域連合へ提出していない。</p>

	<p>〔地域との連携〕</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業者は運営推進会議を設置し、当該会議を概ね2月に1度以上開催し、その記録を公表しなければならない。貴事業所は当該会議を開催しているが、公表されていないため、事業所の玄関等に設置し、来訪者が閲覧できるようにしておくとともに、隠岐広域連合にも随時報告を行うこと。</p>
基準規則第112条	<p>〔認知症対応型共同生活介護計画の作成〕</p> <p>計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。したがって、協議した結果（サービス担当者会議開催の記録や介護従業者に対する照会結果）については必ず記録すること。</p>
基準規則第116条 予防基準第76条	<p>〔運営規程〕</p> <p>運営規定第5条職員の員数および職務内容について、重要事項説明書及び勤務形態一覧表に記載されている介護職員数と齟齬があるため正しい職員数に修正を行うこと。</p>
基準規則第122条 予防規則第82条	<p>〔苦情処理〕</p> <p>利用者及びその家族等から苦情相談等があった場合には、その内容を記録・保存し、必要に応じて隠岐広域連合へ報告を行うこと。</p>
基準規則第111条	<p>〔基本的取扱方針〕</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業者は少なくとも年に1回の自己評価を行うとともに、定期的に外部評価を受ける必要があり、その結果を保険者へ提出しなければならないが、貴事業所においては自己評価及び外部評価を実施しているものの、隠岐広域連合へ提出していない。</p> <p>〔地域との連携〕</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業者は運営推進会議を設置し、当該会議を概ね2月に1度以上開催し、その記録を公表しなければならない。貴事業所は当該会議を開催しているが、公表されていないため、事業所の玄関等に設置し、来訪者が閲覧できるようにしておくとともに、隠岐広域連合にも随時報告を行うこと。</p>

基準規則：「隠岐広域連合指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める規則」（平成25年3月28日隠岐広域連合規則第4号）

予防規則：「隠岐広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則」（平成25年3月28日隠岐広域連合規則第5号）

(3) 指導監査制度について

① 行政指導及び行政処分の程度

行政指導

改善指示・・・基準違反に対する指示（法第24条・76条）
 改善勧告・・・改善指示に従わないとき（法第76条の2）

行政処分

改善命令・・・改善勧告に従わないとき（法第76条の2）

指定効力の一部停止
 指定効力の全部停止
 指定取消

改善命令等の措置を行っても是正されない場合で、介護保険給付上、引き続き指定を行うことが制度上看過できない場合（法第77条ほか）

軽



重

※不正な手段により指定を受けたときや悪質な不正請求等の場合は、改善勧告、改善命令を経ずに、指定の効力の停止や指定取消処分を行うことができる。

② 行政処分の具体的な例示

処分内容	効力の制限	具体例
指定効力の一部停止	介護保険サービスの提供や報酬請求の効力を、一定期間、一部停止すること	これまで利用している者に対する介護保険サービス提供とその報酬請求のみに限定し、新規利用者の受け入れを一定期間不可とすること
指定効力の全部停止	介護保険サービスの提供や報酬請求の効力を、一定期間、全部停止すること	従来及び新規利用者の介護サービスの提供や報酬請求の効力を、一定期間一切不可とすること
指定取消	全ての効力を取消すること	全ての利用者の受け入れを不可とすること

2. 事故報告について

(1)概要

介護保険事業所等は、サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに保険者、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

《報告対象》

- ① 死亡に至った事故
- ② 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬処置等何らかの治療が必要になった事故
- ③ その他サービス事業所において保険者への連絡が必要と認めた事故

※上記事故報告については事業所内で原因分析や再発防止等について検討を行うとともに、当該記録を保管しておくこと。

(2)令和7年度 事故報告書提出件数（令和8年3月26日時点）

サービス種類	件数	うち 死亡件数	主な内容等
施設	54	0	転倒/骨折、転倒/切傷、 転倒/打撲、誤嚥/窒息、 利用者による暴力、異食、誤飲
小規模多機能型居宅介護	4	1	転倒/骨折、転倒/打撲 不詳の内因死
通所介護（地域密着型通所含む）	1	0	転倒
認知症対応型共同生活介護	11	0	転倒/骨折、転倒/打撲、 表皮剥離、誤薬、切傷
合計	70	1	

3. ケアプラン点検の結果報告について

(1)概要

給付適正化事業のひとつであるケアプラン点検は、介護支援専門員が作成したケアプランが、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた自立支援に資する適切なケアプランとなっているかを、検証をすることである。ケアプランの検証を行うことによって、介護支援専門員の「気づき」を促し、介護支援専門員の資質の向上につながるとともに、過剰なサービスが位置付けられたケアプランの作成を防止することで、介護サービスの質の確保と給付の適正化を図ることを目的としている。

隠岐広域連合では、平成 31 年 4 月 1 日より隠岐地域介護支援専門員協会に委託して実施している。概ね月に 2 事業所（3 件/計画作成担当者）を選定し、ケアプランの提出を依頼し点検を行っている。

(2)令和 7 年度対象事業所

【令和 7 年度ケアプランの提出及び事業所訪問による確認】

事業所種別	事業所数	点検内容
認知症対応型共同生活介護（3 件）	1 ケ所	各事業所の計画作成担当者ごとにケアプランを提出してもらい、適正なプラン様式に基づきプランの作成がされているか等を確認し、文章および口頭にて点検結果を通知する。
居宅介護支援（12 件）	3 ケ所	
小規模多機能型居宅介護（15 件）	4 ケ所	
介護老人福祉施設（12 件）	4 ケ所	
介護老人保健施設（3 件）	1 ケ所	
特定施設入居者介護（3 件）	1 ケ所	
通所介護（3 件）	1 ケ所	

(3)令和7年度ケアプラン点検支援結果

事業所種別	点検数	点検結果
認知症対応型共同生活介護	3件	ADL等状況書の内容と違う箇所がみられたので修正を進めた。利用者及び家族の介護に対する意向を踏まえた課題分析の結果を記入するよう助言した。サービス担当者会はプラン作成前に行い、検討内容や結論を詳しく書くよう助言した。プランはしっかりと評価して見直しを行うよう助言した。

事業所種別	点検数	点検結果
居宅介護支援	12件	<p>ジェノグラムが書かれていなかったため、キーパーソンなどが分かりやすくなるため書くよう助言した。二票を作り直す場合であってもアセスメントは行うよう助言した。アセスメントシートの特記・備考欄がしっかり記入してあった。</p> <p>ジェノグラム、処方内容が詳しく書かれており、生活歴に現在に至る過程も記載されていた。課題分析の結果や家庭についての記載を詳しく記載するとより良いと助言した。また、短期目標は達成可能な具体的なものを挙げるよう助言した。</p> <p>情報収集について現在に至る過程を記載するよう勧めた。ケアマネの視点で分析した課題をアセスメントシートなどに記載し、少しまとめた言葉で第1表の意向を踏まえた加田分析の結果に記載するよう助言した。担当者開催日とケアプラン作成日が離れているプランがあり、意向や病態変化もあり得るため注意するよう助言した。</p>

事業所種別	点検数	点検結果
小規模多機能型居宅介護	15件	<p>アセスメント、生活歴や健康状態が詳しく記載されていた。ニーズに対して対応をもう少し記載するよう助言した。困りごとに対し、どのように解決していくのか、だれがどのような支援を提供していくのか等の記載がされていた。</p> <p>ADL の環境面について記載するよう助言した。他の介護サービスの期間を記載するよう助言した。体調の悪化時のニーズの記載があるので、支援内容にも記載し対応できるよう助言した。困りごとに対し関係者と検討・確認を行い、支援内容を決め、確認事項に記載するよう提案した。</p> <p>アセスメントシートの特記欄が丁寧に書かれていた。処方内容やジェノグラム等もわかりやすく記入されていた。目標欄にサービス名を入れない方が良いとの指摘が改善されていた。本人らしさが見えるプランであり、アセスメントからニーズが導き出されており、内容欄についても明確に記入されて分かりやすかったと伝えた。</p> <p>アセスメントシートの特記欄が丁寧に書かれていた。処方内容やジェノグラム等もわかりやすく記入されていた。支援経過記録の本人ライン以外にも家族・介護者や地域の欄への記載が少ないように見えると指摘した。本人の記録はわかりやすく具体的に記載していた。本人らしさが見えるプランであり、アセスメントからニーズが導き出されており良いが、プランに対して（役割と内容）、本人、家族、事業所のところに記載してある内容については、支援経過にそれについての記録をするよう助言した。</p>

事業所種別	点検数	点検結果
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 特定施設入居者介護	18件	<p>サービス内容が具体的で丁寧に作成されているが、番号などを付けるともっとわかりやすくなると助言した。生活歴を詳しくすることで、背景が理解でき深い関わりが持て、QOLを挙げるツールにできると伝えた。</p> <p>利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果欄にはケアマネとして導き出した課題分析の結果を書くように助言した。長期目標をもう少し細かく設定してもいいと助言した。サービス内容の中の担当者が同じ職種の場合番号や内容をまとめて書いてはどうかと提案した。</p> <p>ジェノグラムがあると本人と家族の関係性もより把握しやすいので記入するよう助言した。計画書の第1表に利用者及び家族の意向を踏まえた課題分析の結果の記載がないため、意向と課題に対して施設でどのように取り組んでいくのかケアマネとしての意見を記載してみてもどうかと提案した。また施設の計画書はどのプランも同じような内容になりがちのため、もう少し個別的なその人らしいプランを作成するよう助言した。</p>